

# 脚立作業を見直しましょう！

## —脚立作業による墜落災害事例とリスク低減対策—

新宿労働基準監督署

当署管内において、脚立からの墜落災害が令和元年は18件、令和2年は7月末日現在14件も発生しており、被災の程度では約7割が休業1ヶ月以上と重篤であり、中には1.2mの脚立上から墜落し、肩等の複雑粉碎骨折により休業1年という事例も発生しています。このような状況にあるため、事業場において高所作業を行う場合は、裏面のリスク低減対策を参考に、労働者が安心して作業ができるよう必要な安全対策を実施してください。なお、脚立災害は、2月と7月、12月が特に多く発生している傾向にあります。

発生日	業種	被災者	発生状況
2月	建設業	年齢：60歳代 性別：男性 経験：50年	建設現場内において、天井に埋め込んであるエアコンの配管撤去作業をするため、高さ約1.2mの脚立の天板上に乗り作業中、足を滑らせて墜落し、肩等を強打して骨折した。(休業12ヶ月)
2月	建設業	年齢：30歳代 性別：男性 経験：1年	建設現場内において、玄関の廊下と段差のある玄関土間に設置した脚立に乗り、クロス張替え作業中、高さ約0.9mの脚立の天板上から墜落し、腕等を骨折した。(休業1ヶ月)
2月	商業	年齢：40歳代 性別：男性 経験：1か月	事務所内において、ロールスクリーンを下すため、高さ約0.7mの脚立上で作業を行っていたところ、無理な姿勢で手を伸ばした際、バランスを崩して墜落し、ひじを骨折した。(休業1ヶ月)
3月	商業	年齢：40歳代 性別：男性 経験：15年	店内において、天井にワイヤーを取り付ける作業中、高さ1.3mの脚立の天板上に乗った際、脚立の開き止めを掛けていなかったため、脚立が倒れるとともに墜落し、足を骨折した。(休業1週間)
3月	建設業	年齢：60歳代 性別：男性 経験：10年	建設現場内において、階段の踊場で仮設電気の撤去作業をするため、高さ約1.5mの脚立上に乗る、作業していたところ、バランスを崩して墜落し、尻部を骨折した。(休業2ヶ月)
5月	建設業	年齢：40歳代 性別：男性 経験：20年	建設現場内において、玄関の下地を作る作業中、高さ約1.4mの脚立の天板上に乗り、手を伸ばして向きを変えようとしたとき、足が滑り前のめりに墜落し、手首を骨折した。(休業3ヶ月)
5月	農業	年齢：40歳代 性別：女性 経験：2年	造園現場内において、樹木の剪定作業のため脚立を設置し、高さ約2.6mのところ作業中、手を伸ばして枝を切ろうとした際、脚立が転倒するとともに墜落し、腰骨を骨折した。(休業6ヶ月)
6月	商業	年齢：30歳代 性別：女性 経験：5年	店内において、売り場の本棚を装飾する作業中、高さ約0.8mの脚立の2段目から3段目に上がった際、バランスを崩し、脚立が倒れるとともに墜落してアキレス腱を断裂打した。(休業2ヶ月)
7月	ビルメンテナンス業	年齢：70歳代 性別：男性 経験：9年	工場内において、高所にある蒸気バルブを閉めるため、脚立を設置し、3段目に足をかけたところ、高さ約0.9mのところバランスを崩して後ろ向きに墜落し、腰椎を骨折した。(休業3ヶ月)
7月	倉庫業	年齢：50歳代 性別：女性 経験：3年	店舗内倉庫において、お客様の荷物を確認するため、脚立に乗り確認作業中、足を踏み外して高さ約2mから墜落し、背中を打撲した。(休業5日)
7月	商業	年齢：30歳代 性別：男性 経験：9年	店舗内において、大型鏡の清掃作業中、脚立から降りるため、2段目の踏板に足をかけたところ、踏板が外れ、高さ約0.9mから墜落し、手を骨折した。(休業1ヶ月)
12月	建設業	年齢：40歳代 性別：男性 経験：25年	資材置場において、棚上の材料を降ろすため、高さ約1mの脚立上で作業中、棚から材料を引き出したところ、脚立が倒れるとともに墜落し、ひざを骨折した。(休業3ヶ月)
12月	建設業	年齢：50歳代 性別：男性 経験：7年	建設現場内において、電気配線作業中、高さ約1.5mの脚立の天板上で作業をしていたところ、バランスを崩して墜落し、足首を骨折した。(休業3ヶ月半)

発生月	業種	被災者	発生状況
12月	飲食店	年齢：60歳代 性別：女性 経験：6ヶ月	事務所内において、棚上の高所に置いたワインボトルの掃除中、 <b>高さ約0.9m</b> の脚立の天板上から墜落し、頸部等を捻挫した。 <b>(休業2ヶ月)</b>
12月	商業	年齢：20歳代 性別：女性 経験：8ヶ月	店内において、ストックルームで商品をストックする作業中、 <b>高さ約1.5m</b> の脚立上から後ろ向きに墜落し、手首を骨折した。 <b>(休業5日)</b>

## 脚立作業におけるリスク低減対策例

脚立作業におけるリスク低減対策は、優先順位1より順次検討し、実施してください。

### 【優先順位1】

まず、脚立作業等による高所作業を行わない方法（以下作業例を参照）を検討する。

- ① 棚上やロッカー上など、脚立等を使用しなければ作業できない高所に物品を置かない
- ② 立木の剪定作業は、地上から高枝剪定ばさみなどを使用して行う
- ③ トラックの荷台から材料を降ろす際は、フォークリフトを使用して行う
- ④ 天井の電球交換作業は、床上から電球交換アームを使用して行う
- ⑤ クリスマスツリーの飾り付け作業は、木を床上に寝かせ取り付けしてから立てる
- ⑥ 高所の窓拭き作業は、床上からロングモップを使用して行う
- ⑦ 危険を伴う作業は専門業者に依頼する

### 【優先順位2】

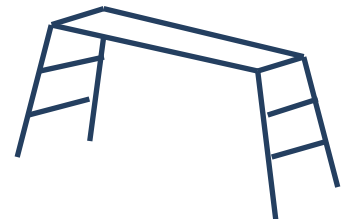
優先順位1により検討したが、高所作業を行わないと作業ができない場合は、当該作業に適した、より安定性の良い設備（以下設備例参照）を使用する。

- ① 鋼管足場（わく組足場、単管本足場）
- ② 移動式足場（ローリングタワーなど）
- ③ 高所作業車
- ④ 高所作業台
- ⑤ 移動式足場台（立馬など 右図参照）
- ⑥ ステップ付き踏み台（2段～3段 右図参照）
- ⑦ 踏み台（低所作業用）
- ⑧ 脚立（狭隘な場所など上記設備の使用が困難な場合に限る）

ステップ付き  
踏み台



移動式足場台



※ 労働安全衛生規則第518条により、高さが2m以上の箇所で作業を行なう場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けることが定められているため、作業床のない脚立は使用できないことに留意してください。

### 【優先順位3】

設備を使用して高所作業を行う場合は、墜落する可能性があるため、管理的な対策を実施する。

- ① 高所作業標準の作成  
作業標準には、作業責任者の指名及び職務、作業方法の決定と周知、適正な設備の選定、作業開始前点検（不良品を取り除く）の実施、作業場所内への立入禁止（設備に接触されることによる墜落、設備倒壊時における二次災害防止）、履物の指定（靴底が滑りにくいもの）、保護帽・墜落制止用器具の使用、作業中の注意事項（不良設備の使用禁止、工具等を手に持った状態での昇降禁止等）を明記する。
- ② 安全衛生教育の実施  
高所作業標準により、関係労働者への教育を実施し、安全作業を徹底する。

### 【優先順位4】

高所作業において、万が一墜落災害が発生した場合に身体への衝撃軽減を図ため、保護具等を使用する。

- ① 保護帽（○墜落時保護用 ×飛来・落下用、耐用年数3年～5年（材質により違う））
- ② 墜落制止用器具（ハーネス型で損傷等がないもの）
- ③ 墜落時衝撃緩衝用マット（墜落する範囲をカバーできるもの）